

全国中小企業団体中央会会員の皆さまへ

業務災害補償制度

ビジネスマスター・プラス〔事業活動総合保険〕

“今”という時代の労災リスクに、2つの安心。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

 **0570-022808** 〈通話料有料〉

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日:午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■ご加入いただく際は、加入依頼書等に記載の内容がお客様の意向に沿っていることをご確認ください。

お問い合わせ先	
【団体(組合)名】	【取扱代理店】
【担当営業店】	(有)フィット総合保険 〒510-0836 四日市市松本3-5-17 TEL 059-350-2150 FAX 059-350-2157
<受付時間> 平日:午前9時から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)	
【募集文書作成担当店】	
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 営業開発部第三課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3820 <受付時間> 平日:午前9時から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)	



経営を
守る補償

使用者賠償補償

+



従業員を
守る補償

労働災害補償

しかも

個別加入より **30%~割安!**

※詳細はP1をご覧ください。

保険期間 平成29年10月1日(午後4時)~平成30年10月1日(午後4時)

(このパンフレットは平成29年10月1日~平成30年9月1日の始期契約まで有効です。)

中途加入も毎月受付中

加入依頼書を毎月15日までに取扱代理店にご提出いただくと翌月1日から1年間の保険期間となります。

「経営」と「従業員」、ダブルの安心でここまで頼もしく! 業務災害補償制度の特長!



特長
1

保険料は個別加入より**30%割安**です。
また**加入者ごとの割引**もあります。

団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引率が適用されます。

個別の
割引率

+

30%

特長
2

2階建ての手厚い補償で
「経営」と「従業員」をお守りします。

- ・従業員の労災事故による経営側への賠償請求に対応します。
- ・従業員に対する補償金として保険金をお支払いします。



特長
3

パート、アルバイトを含む全従業員、
建設業下請負人、運送業の備車運転者、
派遣労働者、構内下請負人の方々も
幅広く補償します。

貴社の事業内容や売上高で保険料を算出します。



特長
4

保険金は政府労災保険の
認定を待たずにお支払いします。

- ・政府労災の認定は、保険金のお支払条件ではありません。
- ※精神障害、脳・心疾患による死亡・後遺障害・休業補償保険金のお支払いは政府労災の認定が必要です。



特長
5

保険金を企業にお支払いする
ことが可能です。

災害補償規程などにに基づき補償対象者やその遺族に対して
給付する補償金として企業に保険金をお支払いします。



特長
6

企業をめぐる労災訴訟では1事故あたり
最高5億円まで賠償責任を補償します。

企業をめぐる訴訟では億単位の賠償金が命じられる判決もあります。
そこで、会社経営を守るための十分な補償をご用意しました。

特長
7

ケガだけでなく、**うつ病による自殺**や
過労死等の新型労災にも対応します。

近年増加している経営側への賠償請求にも手厚い補償でお応えします。



特長
8

オプション

地震や噴火、それらによる津波まで、
天災によるケガも補償します。



特長
9

オプション

パワハラ・セクハラ行為、不当解雇、雇用上の差別に
伴う企業・役員への賠償請求にも
最高3,000万円まで補償します。

特長
10

建設業の場合は経営事項審査(W1)で
15ポイントの加点が可能です。

「業務災害補償制度」は、経営事項審査の加点対象となる「法定外労働災害補償制度」の要件を満たしています。審査項目の「W1(労働福祉の状況)」において加点対象となります。(平成29年6月現在)

加点対象と
なるための
3条件

すべての
工事について、

- ①死亡および後遺障害1～7級を対象としていること。
- ②業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること。
- ③貴社の従業員および下請負人の従業員のすべてを対象としていること。

経営と従業員をダブルサポート！業務災害補償制度の補償内容

使用者賠償補償

万が一の労災事故発生により、企業または役員の方が負担する損害賠償金および解決のために支出する費用をお支払いします。



基本補償① 損害賠償金

企業または役員が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

1事故あたり最高 **5億円**

お支払いする賠償保険金の範囲は、逸失利益・休業損失・慰謝料となります。



基本補償② 費用保険金

企業または役員が負担する次の争訟費用等をお支払いします。

1. 弁護士報酬を含む争訟・和解・調停または仲裁に要した費用
2. 争訟に対応するための諸費用
3. 解決のための引受保険会社への協力費用
4. 第三者への損害賠償請求が可能な場合の権利の保全・行使に要する費用
5. 損害の発生および拡大を防止するための費用

※訴訟等になる場合は、事前に損保ジャパン日本興亜にご連絡いただけます。

労働災害補償

役員、従業員の方々が業務災害や通勤災害によりケガなどを被った場合、災害補償規程などに基づいて支出する補償金に対して、保険金をお支払いします。



基本補償① 死亡・後遺障害補償保険金

業務中や通勤中にケガなどをされ、その結果として事故日からその日を含めて180日以内に亡くなられたり、後遺障害を被られた場合にお支払いします。

基本補償② 入院補償保険金

業務中や通勤中にケガなどをされ、その結果として入院された場合にお支払いします。(支払日数[※]限度)

基本補償③ 手術補償保険金

業務中や通勤中にケガなどをされ、その結果として所定の手術を受けられた場合にお支払いします。ただし1事故につき1回の手術にかぎりです。(支払日数[※]以内の手術にかぎりです。)

基本補償④ 通院補償保険金

業務中や通勤中にケガなどをされ、その結果として事故日からその日を含めて180日以内に通院された場合にお支払いします。(90日限度)

※支払日数は1,000日、180日から選択いただけます。

◆お支払いする身体障害の例

- 業務中または通勤中の事故によるケガなど
(身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。)
- 業務に起因して生じた症状(熱中症、しもやけ、潜水病など)
(偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるものをいいます。)
- 業務に起因する精神障害、脳血管疾患、虚血性心疾患など
(労災保険法等で給付が決定されたものにかぎりです。)

※精神障害、脳・心疾患については死亡・後遺障害補償保険金、休業補償保険金(オプション)のお支払いとなります。



オプション補償

雇用慣行賠償責任補償特約

雇用上の差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントまたは不当解雇に起因して貴社または役員、従業員が負担する損害賠償金、争訟費用を補償する特約です。

天災危険補償特約

業務中や通勤中に地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガなどについても、補償する特約です。

臨時費用^{※1}

ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられたり、後遺障害が生じた場合に、貴社が臨時に負担された費用に対してお支払いします。

入通院臨時費用補償特約^{※1}

業務中のケガなどにより、治療を要した場合で、事故の発生日からその日を含めて180日以内に負担された公的医療保険制度の一部負担金や差額ベッド代、医師の指示により行った治療に関わる費用等を補償する特約です。

休業補償保険金支払特約^{※2}

業務中のケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に就業不能になった場合、就業不能期間に対して、1日につき休業補償保険金日額を限度にお支払いする特約です。

後遺障害補償保険金支払割合変更特約

入院一時金補償保険金支払特約

※1 臨時費用と入通院臨時費用補償特約はセットでのご加入となります。
※2 休業補償保険金の日額は362日、727日、1,092日から選択いただけます。

補償の対象となる方(補償対象者)

次の方々が補償の対象となります。(氏名を通知していただく必要はありません。)

	業務中	業務外
貴社の役員・個人事業主	○	△
貴社の従業員・パート・アルバイト	◎	—
● 建設業者の場合：貴社の下請負人(注1) ● 貨物運送事業者の場合：貴社の備車運転者(注2)	◎	—
もっぱら貴社が業務のために所有もしくは使用する施設内または貴社が直接業務を行う現場内において、貴社との契約(注3)に基づき貴社の業務に従事するもの	◎	—
出向者(注4)	○	—

◎：補償の対象となります。○：ご希望により補償の対象とすることができます。
△：業務中のリスクを補償の対象とする場合に、ご希望により補償の対象とすることができます。

- (注1) 下請負人とは建設業法第1章第2条第5項にいう、建設業者と締結された下請契約における請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。
(注2) 備車運転者とは貨物自動車運送事業者と締結された請負契約における請負人および業務委託契約における受託人をいい、数次の請負もしくは業務委託の場合を含みます。
(注3) 請負契約、委任契約、労働者派遣契約等をいいます。
(注4) 出向者については、貴社と雇用関係を結び、出向元の役職員や、貴社に出向してきており、貴社と雇用関係のない役職員を補償対象者の範囲に含めることが出来ます。

使用者賠償責任は、 2億円以上をお勧めします!

労災事故が
発生すると

①使用者責任を問われる可能性があります。

労働契約法 第5条【平成20年3月施行】において、次のように安全配慮義務の明文化がなされました。
「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ、労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」

②補償(賠償)額が高額になります。

労災保険では、「感謝料」については補償されません。

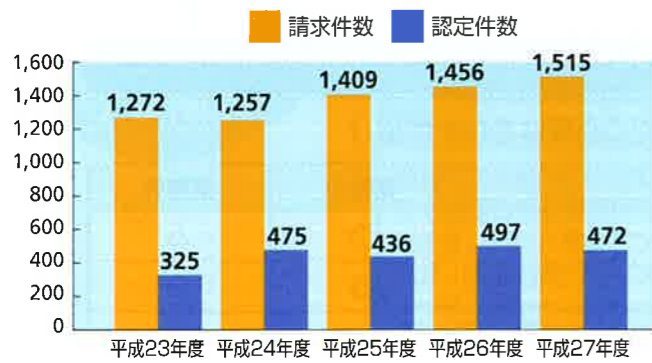
参考データ

高額民事損害賠償事例

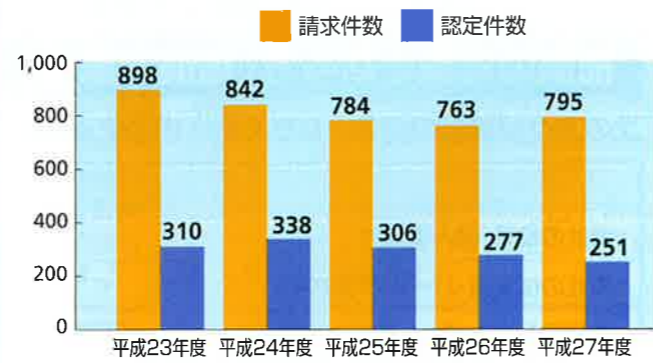
判決認容額	業種	判決年	症状	原因
1億9,869万円	製造業	平成20年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	平成22年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524万円	木材加工	平成6年	頸椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下
1億3,532万円	病院	平成14年	突然死	長時間労働による過重労働
1億2,588万円	広告	平成8年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
1億1,111万円	製造業	平成12年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など

※損保ジャパン日本興亜調べ

精神障害等による労災請求・認定件数の推移



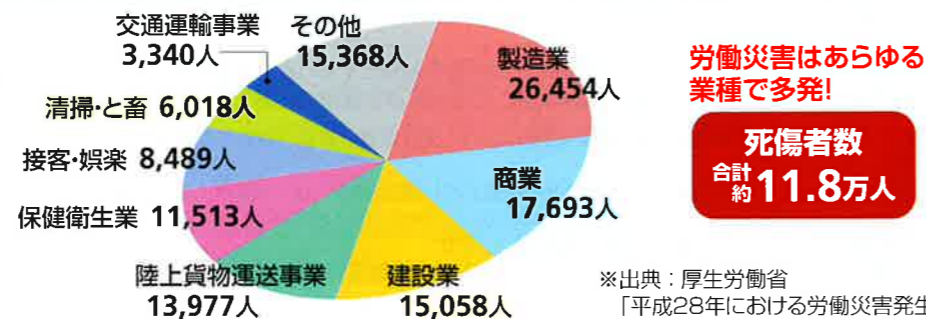
脳・心疾患による労災請求・認定件数の推移



近年、過労死や心の病による労災請求が急増。企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています。

※出典：厚生労働省 平成27年度「過労死等の労災補償状況」

死傷災害発生状況 (死亡災害および休業4日以上)



※出典：厚生労働省 「平成28年における労働災害発生状況」

ご加入について

1 ご加入 対象者

全国中小企業団体中央会または、
都道府県中小企業団体中央会の会員事業者
(※政府労災保険に加入している事業者にかぎりません。)



2 必要書類

新規・中途・継続加入共通

- ・加入依頼書
- ・預金口座振替依頼書(注)

(注)新規・中途加入または継続加入で振替口座を変更する場合は「預金口座振替依頼書」を提出してください。

- ・災害補償規程などの写し(保険金受取人を貴社とする場合)

3 掛金の 払込方法

掛金(注1)は補償開始月の翌々月12日(休日の場合は翌営業日)より毎月引落
としとなります。

なお、通帳へは「NSチュウオウカイG」(注2)と印字されます。

(注1)月額保険料に制度維持費(税込み)500円が加算されたものです。
制度維持費は事務手続き費用等に使用します。

(注2)金融機関により通帳印字が異なる場合がございます。

4 申込 締切日

取扱代理店必着の期限となります。

(1)新規ご加入の場合

平成29年10月1日補償開始の場合：平成29年9月15日

平成29年11月1日以降補償開始の場合：補償開始月の前月15日

(2)継続ご加入の場合

平成29年10月1日補償開始の場合：平成29年9月1日

平成29年11月1日以降補償開始の場合：補償開始月の前月1日

(3)変更手続き(中途脱退、預金口座変更、加入者名・住所変更など)

毎月1日付での変更を受付けています。変更月の前月15日までに取扱代理店までお申し出ください。

なお、振替口座は変更月の翌々月12日より変更されます。

5 お手続き について

●貴社の直近会計年度の全年間売上高(消費税込み)により保険料を算出します。 ※新規事業者の場合は事業計画により保険料を算出します。

●すべての従業員の方が包括的に対象となり、ご契約時に名簿の提出は不要です。

●従業員の入替わり、人数の変動による手続きは不要です。

※従業員の方が退職・入社で入替わった場合や、曜日や季節等によって従業員数に変動があってもその都度のお手続きは不要です。従業員数の通知等の面倒な手続きはなく、すべての従業員の方が自動的に保険の対象となります。

●医的診査・健康告知は不要です。

●売上高の変動による保険料の請求・返還手続きは不要です。

●保険期間終了後の確定精算はありません。